

## 第3章 方法書等に対する意見等の概要

### 3.1. 方法書に対する住民等意見の概要

本事業における環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）は、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、平成24年11月21日から平成24年12月20日までの1ヶ月間縦覧を行った。また、平成24年11月21日から平成25年1月4日までの意見書の提出期間において、環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書の提出はなかった。

### 3.2. 方法書に対する市長意見の概要

平成25年2月14日、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第10条第1項の規定により、方法書に対する市長意見（H24環環都第1554号）が事業者を示された。

表3.3-1にその内容を示す（市長意見の欄）。

### 3.3. 方法書に対する住民等意見及び市長意見に対する事業者の見解

3.1.に示すとおり環境影響評価方法書に対する住民等意見はなかったため、環境影響評価方法書に対して示された市長意見に対する事業者の見解を示す（表3.3-1）。

表3.3-1(1/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
1 全体事項 (1) 本事業計画地周辺は東日本大震災（以下、「震災」とする。）により大きな改変を受けた地域であり、現地の状況が日々変化していること及び現在も生物が豊富である可能性があることから、十分な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価準備書（以下、「準備書」という）においては、方法書に実施が記載された現地調査の一部を文献調査で代替していますが、現在も引き続き現地調査を進めており、調査結果が出たものから随時とりまとめています。今後、環境影響評価書においては、四季の現地調査結果を踏まえた予測・評価をお示しする予定にしています。 また、工事着手後においても、周辺の復旧・復興事業の一部が継続しており、それらの進捗状況によっては、当初の想定（予測の前提条件）が変化する可能性があります。この点については、事後調査制度を活用して事業影響を検証し、必要に応じて追加の保全措置を講じます。	第4章 p.4-2～ 3

表 3.3-1(2/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
<p>(2) 事業計画地周辺においては、複数の震災復興事業等が計画されているため、予測・評価の際には周辺事業による影響を含めて実施するとともに、周辺事業と本事業による環境への複合影響を可能な限り低減した事業計画とすること。</p>	<p>事業計画地周辺で行われる震災復興事業等の内容、工程に係わる情報を可能な限り収集し、予測・評価に反映させるとともに、周辺事業と本事業による環境への複合影響を可能な限り低減できるような事業計画とします。例えば、本事業が周辺事業と施工箇所及び時期が重なる場合は、工事車両の運搬ルートの変更等を行い、環境への複合影響を抑えるため、調整をします。</p>	<p>第2章 p. 2-71～ 77, 79</p>
<p>(3) 本事業については、今後少なくとも以下の点について更に計画の検討が行われることから、それらの検討結果を反映した事業計画に基づき、予測・評価を行うこと。</p> <p>① 今回のような最大クラスの津波に対する堤防機能を維持するために必要となる、地震時及び津波越水時の盛土構造の安定性並びに長期的な地盤沈下や海面上昇などの環境変化への対応について</p> <p>② 内水氾濫洪水時における排水計画について</p> <p>③ 避難時の円滑な交通計画について</p>	<p>本事業に係わる左記の3点については、以下のとおり検討し、それらの検討結果を反映した事業計画に基づいて予測・評価を行いました。ただし、これらの事業計画については、現在検討中の内容が含まれますので、必要に応じて予測・評価の時点修正を行い、その結果を審査会や事業者のホームページを通じてお示しする予定です。</p> <p>①東北地方太平洋沖地震で発生したような最大クラスの津波に対する堤防機能を維持するために必要となる、津波越水時の盛土構造の安定性については、「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（平成24年1月27日、津波防災地域づくりに係る技術検討会）に基づき検討しています。また、地震時の盛土構造の安定性については、現在、現地での地質調査結果を踏まえた地盤解析を進めていますので、今後は、その結果を踏まえた事業影響の予測・評価を行い、審査会や事業者のホームページを通じて追加資料をお示しする予定です。</p> <p>一方、長期的な地盤沈下や海面上昇などの環境変化については、科学的知見の限界など長期的な予測は不可能に近いことから、供用後にこれらの変化を示すデータを確認しつつ、当初期待していた堤防機能の発現が見込めないなどの状況が発生した場合には、適切な対策を講じる予定です。</p>	<p>第2章 p. 2-53 ～61</p>

表 3.3-1 (3/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
	<p>②排水計画については、本事業による新設及び改築される道路が存在しても、現在の流下能力を維持できるように水路断面を検討しています。</p> <p>③避難時の交通計画については、「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」（平成 25 年 3 月、仙台市）に整理されています。概要は以下のとおりです。</p> <p>[徒歩・自動車避難の考え方] 避難時の自動車渋滞等の発生を考慮し、原則徒歩（自転車も含む）による避難を想定する。自動車による避難は徒歩での避難が困難な方等とする。</p> <p>[避難行動の考え方] 避難行動をパターン化して誘導する（どのような人がどのような手段で避難するか、どの地帯の人がどの場所を目指して避難するかを明確化）。</p> <p>[避難道路と施設整備の考え方] 避難時の道路の役割分担の明確化、避難行動シミュレーション等をもとにした避難時の道路ネットワークのあり方・避難道路の構造の考え方を定める。施設の配置・規模・高さ等を検討し、避難行動シミュレーションにより効果を検証する。</p> <p>[周知・啓発等] 平常時の備えの啓発、災害発生時の情報の周知と避難行動を定める。</p> <p>上記の考え方をもとに 3 本の主要な避難道路については、故障車など、停車車両があった場合でも、すれ違いが可能な幅員を確保するとともに、円滑な交通処理が可能となる交差点構造等を計画しています。</p>	<p>第 2 章 p. 2-61 ～63</p> <p>第 2 章 p. 2-37 ～51</p>

表 3.3-1(4/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
<p>(4) 本事業は延長約 10km と長距離にわたる盛土構造を持つため、周辺の景観と調和が図られるよう配慮を行うとともに、生物の移動を可能な限り妨げない構造とすること。</p>	<p>盛土構造の道路の出現による景観への影響については、堤防機能を阻害しないことを前提に、盛土法面を張芝等により緑化し、周辺の田園景観との調和を図ります。緑化内容の詳細については現在検討中です。</p> <p>一方、盛土構造の道路の出現により予測される動物の移動阻害については、排水路を活用するなどして、地表歩行性昆虫類、小型・中型哺乳類、水生生物の移動経路を確保します。設置候補箇所である、7箇所の幹線水路周辺ではタヌキのフィールドサインが事業計画地をまたぐ形で確認されており、その周辺に移動経路が存在すると考えられます。</p>	<p>第 2 章 p. 2-61 ～65 第 8 章 p. 8. 9-1 37 p. 8. 10- 52～57 p. 8. 11-54</p>
<p>(5) 本事業については、円滑な交通計画の検討等により、二酸化炭素排出量の削減に配慮した計画とすること。</p>	<p>一般的に、渋滞が発生すると、走行車両が止まるとは進みを繰り返すため、車両の燃費が悪くなり、走行距離当たりの二酸化炭素排出量が増加すると言われています。</p> <p>本事業では適正な交通解析に基づき、交差点の適正配置や道路勾配を極力少なくする構造とすることなどにより、円滑な交通処理が行われるようにし、渋滞の発生を抑え、可能な限り二酸化炭素の排出を抑制する計画としています。</p>	<p>第 2 章 p. 2-14 ～35 第 8 章 p. 8. 14-1 ～9</p>
<p>(6) 本事業で使用する盛土材料の調達に関しては、その土量及び土質について明確に記載をすること。</p>	<p>本事業では約 150 万 m<sup>3</sup> の盛土材が必要となります。盛土材には震災で発生した津波堆積物等を有効活用することとしていますが、本事業及び海岸公園西部事業で使用可能な津波堆積物等は約 70 万 m<sup>3</sup> です。不足分については仙台市及び周辺地域の既存の土取り場から調達することを想定しています。</p> <p>盛土材として使用する津波堆積物等及び土取り場から調達する搬入土についてはその土質について、事前に確認を行います。</p>	<p>第 2 章 p. 2-53～ 61, 73</p>

表 3.3-1 (5/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
<p>2 個別事項 (大気質)</p> <p>(1) 調査地域の大气環境を把握するために七郷測定局における測定データを使用しているが、今後、より適当な位置に測定局が設置された際には、その測定データも環境影響評価及び事後調査の中で活用すること。</p>	<p>被災により測定休止となっている旧・中野測定局（中野小学校敷地内：宮城野区中野）については、高砂小学校敷地内（宮城野区福田町）に移設する予定となっています。移設が完了した場合、事業計画地の一部で新・中野測定局の方が七郷測定局よりも近くなりますが、現時点（平成 25 年 4 月末日）で新・中野測定局での測定は開始されていません。よって、準備書においては、被災前後も継続してデータが取得され、事業計画地に最も近い七郷測定局における測定データを使用します。</p> <p>今後、新・中野測定局における測定データの使用が可能となった段階から、環境影響評価及び事後調査の中で活用します。</p>	<p>第 8 章 p. 8. 1. 1 ～55</p>
<p>(2) 新浜東部を大気質濃度のバックグラウンド値の測定地点としているが、本地点での測定データは蒲生搬入場仮設焼却炉からのばい煙の影響を受けている可能性があることから、予測・評価の際にはその可能性に留意して行うこと。</p>	<p>大気質調査地点新浜東部（以下、「新浜東部」という）に対する蒲生搬入場仮設焼却炉（以下、「焼却炉」という）からのばい煙の影響を検討するため、新浜東部で実測した風向が、焼却炉から新浜東部へと向かう風向の時と、反対方向の時の二酸化窒素濃度の平均値を比較したところ、焼却炉から新浜東部へ向かう風向の時の方が低い値を示しました。よって、新浜東部における大気質調査結果について、蒲生搬入場仮設焼却炉からのばい煙による影響を受けている可能性が低いと考えています。</p> <p>なお、蒲生搬入場仮設焼却炉の稼働は平成 25 年 9 月に完了予定であり、本事業の工事予定着工時（平成 25 年 10 月）には稼働していません。</p>	<p>第 8 章 p. 8. 1-1 1～14</p>
<p>(植物、動物及び生態系)</p> <p>(3) 事業計画地周辺には津波により発生した止水域が点在することから、止水域における水生生物調査及び生息環境を把握するための水質調査を行うこと。</p>	<p>津波により発生した止水域に生息する可能性のある水生生物（特に両生類）について調査を行うとともに、水質調査を行うことにより、その生息環境を把握し、事業影響の予測及び評価を行いました。その結果、両生類は確認されず、ボラなどの魚類やスジエビなどの底生動物が確認されました。止水域の水質については、津波の影響で電気伝導度が高いと推察される地点が多いことが確認されました。</p>	<p>第 8 章 p. 8. 9-3 1</p>

表 3.3-1(6/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
<p>(4) 事業計画地周辺においてオオタカなどの希少な猛禽類の繁殖が確認された場合は、営巣木を包括する調査範囲を設定し調査、予測及び評価を行うとともに、評価にあたっては十分な保全措置を検討すること。</p>	<p>生態系（上位性）調査の結果、事業計画地周辺においてオオタカやノスリ等の希少猛禽類の生息が確認されました。このうちオオタカについては、平成25年4月中旬までに、調査地域の2箇所樹林において、造巣や交尾などの繁殖行動を確認しました。</p> <p>オオタカについては、営巣木を包括する調査範囲を設定し、調査、予測を行いました。その結果、事業計画地の一部がオオタカの推定営巣中心域と重なり、工事による繁殖阻害が生じる可能性が予測されたことから、営巣期に配慮した工程計画、コンディショニングによる工事への馴化といった保全措置を講じることにより、影響を低減することが可能と評価しています。なお、準備書においては、一営巣期の途中までの現地調査結果により予測・評価していますが、評価書においては巣外育雛期までの現地調査結果を踏まえて予測・評価し、必要に応じて追加の保全措置についても検討します。</p>	<p>第8章 p. 8. 10-2, 4, 5, 11, 43, 52, 53</p>
<p>(5) 事業計画地周辺には水鳥等の生息地として重要な蒲生干潟等が存在することから、水鳥の利用状況について、現地調査及び文献調査を行った上で予測・評価を実施すること。</p>	<p>水鳥の利用状況については、調査地域及び七北田川等の河川、大沼等の湖沼は現地調査、蒲生干潟は文献調査（震災後に行われた現地調査結果）により把握し、本事業に伴う影響について予測・評価を実施しました。その結果、事業計画地及びその周辺の水鳥の利用については、周辺他事業も含めた一時的な影響はあるものの、周辺農地が復旧することにより、現況以上に利用が増加すると予測されたことから、将来的に事業計画地周辺は水鳥の良好な生息地として機能するようになるものと評価しています。</p>	<p>第8章 p. 8. 10-27~39</p>
<p>(6) 事業計画地周辺には通常目視調査等では確認の難しい鳥類が存在する可能性があることから、必要に応じて夜間調査や捕獲調査などの実施も検討し、これらの鳥類の確認を確実にすること。</p>	<p>調査地域の湿地、水路沿い等を対象として夜間調査を実施し、鳴き声により生息種を確認しました。春及び初夏調査の際はICレコーダーによる無人録音も併用しています（夜間調査）。また、越冬のために渡来する可能性がある確認が難しい鳥類を対象として、ICレコーダーに録音した鳥類の鳴き声を現地で流し、それに反応する鳴き声により生息種を確認しました（コールバック）。その結果、通常目視調査だけでは確認が難しいオオセッカやヒクイナなどの確認はありませんでした。</p>	<p>第8章 p. 8. 9-2, 7, 27~29</p>

表 3.3-1(7/7) 市長意見に対する事業者の見解

市長意見	事業者の見解	準備書章・頁
<p>(景観)</p> <p>(7) 本事業は景観に著しい影響を与える可能性があることから、眺望の変化について詳細に予測を行うとともに、環境保全措置について具体的に示すこと。</p>	<p>関係地域については、視点場となり得る地点全てを調査地点としました。景観への影響については、周辺事業の情報を可能な限り収集し、全ての地点でモニタージュを作成した上で、さらに、影響の程度を様々な視点から詳細に予測しました。</p> <p>具体的には、眺望景観を構成する要素の変化を定量的に表すため、60°円錐視野内の構成要素の占有率について現況と将来を比較し、変化について予測しました。また、環境影響評価方法書に示す視点場と事業計画地との距離が約150mから約1,200mであったことから、事業計画地沿道を生活圏とする住民等が日常的に目にするであろう距離（離隔約30m）におけるモニタージュを参考として眺望景観の変化を検討しました。</p> <p>なお、関係地域外からの視認状況についても調査、検討し、関係地域外から眺望地点は選定しないことにしました。</p> <p>環境保全措置については、「法面等の緑化」、「道路付属物（照明ポール、立入禁止柵等）の形状、デザイン、色彩の検討」を行い、周辺の田園風景との調和を図ることとしました。</p>	<p>第8章 p. 8. 11- 1, 3, 19 ~54</p>
<p>(自然との触れ合いの場)</p> <p>(8) 聞き取り調査においては、周辺住民のみならず、利用者に対しても実施すること。また調査頻度について、年1回よりも多く実施すること。</p>	<p>聞き取り調査の対象として、周辺住民だけでなく現地の利用者を加えました。</p> <p>調査頻度について、年4回（夏季、秋季、冬季、春季）の調査を実施し、四季の現地調査結果を踏まえた予測・評価を行いました。</p>	<p>第8章 p. 8. 12- 1~15</p>
<p>(温室効果ガス等)</p> <p>(9) 本事業は盛土材料を大量に運搬・使用するため、車両走行等に伴う温室効果ガスの排出の影響について、配慮項目ではなく選定項目とすること。</p>	<p>新設及び改築する道路は盛土構造であり、多量の土砂を運搬することから、温室効果ガスを選定項目として、予測及び評価を行いました。その結果、最も二酸化炭素排出量が多いと考えられる平成27年度の排出量が7,668.4tCO<sub>2</sub>/年と予測されました。排出量の低減のため、低燃費型や省エネモード付きの重機の使用などの保全措置を講ずることとしました。</p>	<p>第8章 p. 8. 14- 1~9</p>

### **3. 4. 環境影響評価項目の選定に当たって市長より受けた助言の内容**

環境影響評価項目の選定に当たって、市長より受けた助言等はない。



## 第4章 簡略化手続きについて

### 4.1. 仙台市環境影響評価条例における簡略化手続き

以下に、仙台市環境影響評価条例（平成10年12月16日仙台市条例第四四号）の震災特例（手続きの簡略化）に係わる箇所を抜粋して示す。

仙台市環境影響評価条例（平成10年12月16日仙台市条例第四四号）

附 則

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例）

- 7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画（平成二十三年十一月三十日議決）に基づき堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。
- 8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路の新設又は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。
- 9 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

### 4.2. 手続き簡略化までの流れ

表4.2-1に手続き簡略化までの流れを示す。

表 4.2-1 手続き簡略化までの流れ

手続き	手続きの期日	書面・会議名称
申出（事業者→市長）	平成24年12月19日	（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亘理線外1線）整備事業に伴う環境影響評価手続の簡略化の申出
意見聴取（市長→審査会）	平成24年12月19日	（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亘理線外1線）整備事業の環境影響評価手続の簡略化について（諮問第41号）
審議（審査会）	平成24年12月25日	仙台市環境影響評価審査会
簡略化手続の内容の意見（審査会→市長）	平成24年2月13日	（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亘理線外1線）整備事業の環境影響評価手続の簡略化について（答申）
簡略手続の内容の決定（市長意見）	平成25年2月14日	（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亘理線外1線）整備事業の環境影響評価手続の簡略化の内容について

### 4.3. 市長意見の内容

本事業の環境影響評価手続きの簡略化の内容に係わる市長意見（H24 環環都第 1555 号）を示す。

（仮称）東部復興道路（主要地方道塩釜亙理線外 1 線）整備事業の  
環境影響評価手続きの簡略化の内容について

平成 24 年 12 月 19 日付 H24 環環都第 1305 号で仙台市環境影響評価条例（以下「条例」という。）附則第 7 項の適用が認められている標記の環境影響評価手続きについての、同条例附則第 8 項に基づく手続き簡略化の内容は下記のとおりです。

記

#### 1 手続き簡略化の内容

##### （1） 準備書の縦覧期間の短縮

条例第 14 条第 1 項に規定する縦覧期間について、2 週間の範囲内で短縮すること。

##### （2） 準備書に対する意見書提出期間の短縮

条例第 16 条第 1 項に規定する環境の保全及び創造の見地から意見を有する者が事業者に対し意見を述べることができる期間の終了日を、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間から 2 週間までの間とすること。

##### （3） 準備書の作成について

条例第 13 条第 1 項の準備書の作成に際し、方法書に実施が記載された現地調査の一部を文献調査で代替すること。

この際、方法書に記載した期間、現地調査を継続し、その結果により環境影響評価を見直し、一般への公表、意見聴取及び応答の機会を設けるとともに、可能な限り環境影響評価審査会への報告を行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討し評価書に記載すること。

また、簡略化の影響を最小限にするため、事後調査制度の十分な活用などにより、工事着手後も必要に応じて追加的な環境保全措置を検討・実施すること。

以上のことから、本環境影響評価準備書については、方法書に実施が記載された現地調査時期のうち、平成24年8月下旬から平成25年4月中旬までは現地調査を行ったが、現地調査ができない4月から7月までの期間については文献調査で代替し、予測評価を行っている（表4.3-1）。

ただし、準備書作成後も現地調査を継続し、評価書には、文献調査で代替していた時期について現地調査を行い、予測評価を見直すこととしている。

表 4.3-1 文献調査及び現地調査の時期とアセス図書への反映

現地調査項目	文献調査	現地調査(H24年度)						現地調査(H25年度)				現地調査時期 (方法書記載)		
	春季～夏季	夏季	秋季			冬季			春季		夏季			
	7月以前	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		6	7
大気質	■春		■	■	■	■	■			■	■			年4回(四季)
騒音	—		■											秋2回(平日・休日)
振動	—		■											秋2回(平日・休日)
道路交通	—		■											秋2回(平日・休日)
水質	■5月		■			■			■		■			年8回(四期×平常時・降雨後)
地形及び地質	—		■											年1回(秋)
日照阻害	■6月					■						■		年2回(冬至・夏至)
植物 植物相	—		■		■						■			年3回(夏・秋・春)
植生	—		■											年1回(夏)
動物 哺乳類	—		■		■			■			■			年4回(四季)
鳥類	■5.6月		■		■			■			■		■	年5回(夏・秋・冬・春・初夏)
爬虫類	—		■		■						■			年3回(夏・秋・春)
両生類	—		■		■					■	■			年4回(夏・秋・早春・春)
魚類	■5月			■							■			年2回(秋・春)
昆虫類	—		■		■						■			年3回(夏・秋・春)
底生動物	■5月							■					■	年2回(冬・初夏)
生態系 上位性 注)	■								■	■	■	■	■	年6回(H25.2~7 毎月)
生態系 典型性	■5.6月		■		■			■			■		■	年5回(夏・秋・冬・春・初夏)
景観 景観資源	—		■											年1回(夏季)
景観 眺望景観	—		■		■			■			■			年4回(四季)
自然との触れ合いの場	—		■		■			■			■			年4回(四季)
記載されるアセス図書	準備書	←—————→												
	評価書	←—————→												

注) 生態系上位性に係る文献は確認できなかったため、関係機関へのヒアリングにより情報収集した。

## 第5章 関係地域の範囲

### 5.1. 関係地域の範囲

関係地域は、第7章に示す環境影響評価項目として選定した項目のうち、最も広い範囲に影響が及ぶと想定される景観の調査地域を参考に、名取川、七北田川、海岸線（事業計画地の東側約1km）、仙台東部道路（事業計画地の西側最大約2km）に囲まれた範囲とした（図5.1-1）。

表5.1-1に関係地域の範囲の町丁目の区分を示す。

表 5.1-1 関係地域の範囲

番号	町丁目名	番号	町丁目名
1	宮城野区福室の全部	10	若林区下飯田の一部
2	宮城野区蒲生の一部	11	若林区飯田の一部
3	宮城野区岡田の一部	12	若林区三本塚の一部
4	若林区六丁目の一部	13	若林区井土の全部
5	若林区卸町東の一部	14	若林区二木の一部
6	若林区荒井の一部	15	若林区今泉の一部
7	若林区荒浜の全部	16	若林区種次の一部
8	若林区荒浜新1丁目の全部	17	若林区藤塚の全部
9	若林区荒浜新2丁目の全部		

注) 表中の番号は図5.1-1に示す番号と対応する。

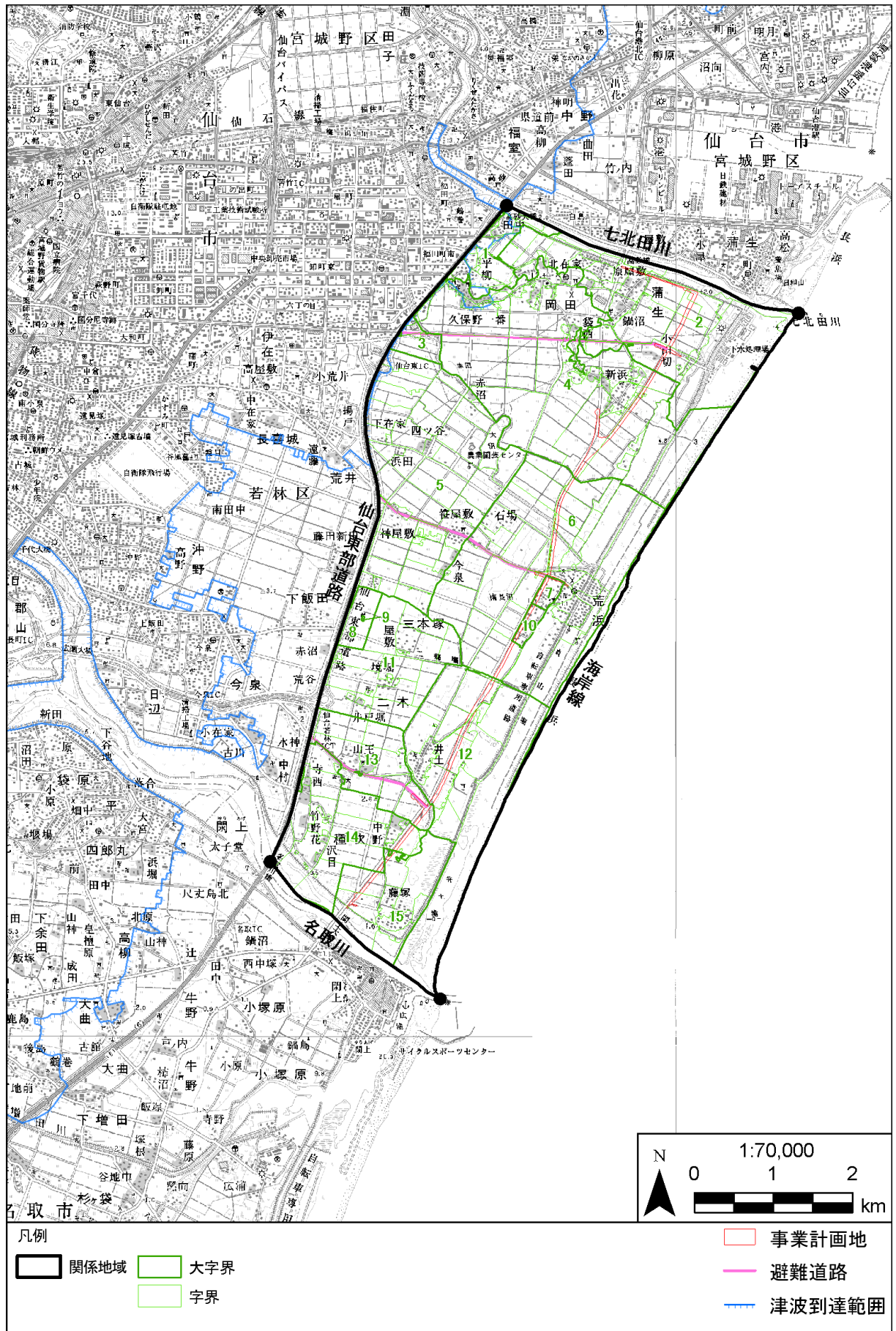


図 5.1-1 関係地域の範囲

## 5.2. 選定項目毎の調査地域

表 5.2-1 に選定項目毎の調査地域を示す。

選定項目毎の調査地域については、「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」（平成 11 年 11 月、仙台市）を参考に、地域概況（第 6 章）を踏まえて設定した。選定項目毎の調査地域の設定根拠については表 5.2-1 の最右欄に整理した。

なお、評価項目の選定については、「第 7 章 環境影響評価項目の選定」に示す。

表 5.2-1 選定項目毎の調査地域

項目		選定項目毎の調査地域	調査地域設定の根拠
大気環境	大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）	事業計画地境界より 200m の範囲 <sup>注)</sup>	道路構造、地質条件、保全対象の分布等を踏まえて設定した。
	騒音	事業計画地境界より 200m の範囲 <sup>注)</sup>	
	振動	事業計画地境界より 200m の範囲 <sup>注)</sup>	
水環境	水質（水の濁り、その他 [pH]）	事業計画地から東側の貞山運河までの範囲	事業計画地からの排水経路を想定して設定した。
土壌環境	地形及び地質（現況地形、土地の安定性）	事業計画地境界より 200m の範囲	道路構造、震災による地形の変化（地盤沈下等）の範囲、保全対象の分布等を踏まえて設定した。
	地盤沈下	事業計画地とその隣接地（事業計画地境界に接する保全対象の広がり）を踏まえて設定	
生物環境	植物	事業計画地境界より 100m の範囲	道路構造、調査対象とする種群の生態的特性を踏まえて設定した。
	動物	事業計画地境界より 250m の範囲	
	生態系	事業計画地境界より 400m の範囲	行動圏の広い猛禽類のうち、事業計画地の周辺地域において営巣実績のあるオオタカを対象に、その一般的な営巣中心域の規模を考慮して設定した。
景観等	景観	事業計画地を含み、南北方向には名取川から七北田川まで、東西方向には海岸線から仙台東部道路までの範囲	道路の線形及び位置、道路構造、可視領域等を考慮して設定した。
	自然との触れ合いの場		景観と同様の視点で設定した（なお、現地調査については、事業影響を鑑みて、事業計画地、現道主要地方道塩釜亘理線、避難道路の沿道に重点を置くものとする）。
その他	日照阻害	事業計画地境界より 100m の範囲	道路の線形及び位置、道路構造、保全対象の分布を考慮して設定した。
	廃棄物	現地調査は実施しない（予測地域：事業計画地境界より 100m の範囲）	（予測地域：廃棄物が発生する事業計画地と工事ヤードの範囲を考慮して設定した。なお、工事ヤードの位置については現時点で決定していないが、事業計画地に近接して設置することを想定している。）
	温室効果ガス等	現地調査は実施しない（予測地域：事業計画地境界より 100m の範囲）	（予測地域：資材等の運搬、重機の稼働が想定される事業計画地と工事ヤードの範囲を考慮して設定した。なお、工事ヤードの位置については現時点で決定していないが、事業計画地に近接して設置することを想定している。）

注) 上表のほか、工事中の資材等の運搬による影響については、現道主要地方道塩釜亘理線及び避難道路の沿道を含める。